

# 淀川水系流域治水プロジェクト 【中間とりまとめ(案)】策定までの経過



# 近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成  
27  
～  
29  
年

## 平成27年9月関東・東北豪雨



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害  
(茨城県常総市)

## 平成28年熊本地震



②土砂災害の状況  
(熊本県南阿蘇村)

## 平成28年8月台風10号



③小本川の氾濫による浸水被害  
(岩手県岩泉町)

## 平成29年7月九州北部豪雨



④桂川における浸水被害  
(福岡県朝倉市)

平成  
30  
年

## 7月豪雨



⑤小田川における浸水被害  
(岡山県倉敷市)

## 台風第21号



⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害  
(兵庫県神戸市)

## 北海道胆振東部地震



⑦土砂災害の状況  
(北海道勇払郡厚真町)

令和  
元年

## 8月前線に伴う大雨



⑧六角川周辺における浸水被害状況  
(佐賀県大町町)

## 房総半島台風

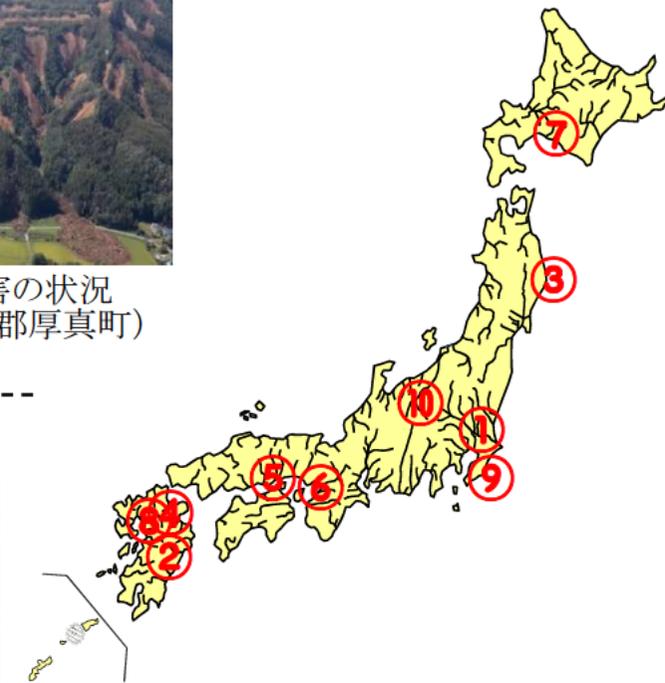


⑨電柱・倒木倒壊の状況  
(千葉県鴨川市)

## 東日本台風



⑩千曲川における浸水被害状況  
(長野県長野市)



■国土交通省防災・減災対策本部  
(令和2年1月21日設置)

■社会資本整備審議会  
令和元年10月18日 諮問  
令和2年 7月 答申

総力戦で挑む防災・減災プロジェクト  
～いのちとくらしをまもる防災減災～

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方  
について

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

流域治水プロジェクト

淀川流域治水協議会 令和2年9月4日発足

- ここ数年来、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るためには、これまでの教訓や検証を踏まえ、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を講じる必要。
- 国土交通省の総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちと暮らしをまもる防災減災～」を立ち上げ。
- 国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクトを強力かつ総合的に推進。

## 1. 検討テーマ

- ・以下のテーマについて、オール国交省として検討を推進。

全体とりまとめ

積極的な情報発信

①気候変動や切迫する地震災害等に対応したハード・ソフト対策のあり方 等

②防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方 等

③交通分野の防災・減災対策のあり方

④防災・減災のための長期的な国土・地域づくりのあり方

## 2. 検討体制等

- ・1月21日に第1回国土交通省防災・減災対策本部（※）を開催し、プロジェクトをスタート。
  - ・年度内に中間報告を行い、今夏までにプロジェクトの成果をとりまとめ予定。
- ※「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合

## 3. 情報発信

- ・防災・減災対策を進めるにあたっては、防災意識の向上などが不可欠。国民各層へ広く理解・共感を得ていく視点から、本プロジェクトについて、若手職員等の知見も活かして積極的な情報発信を行う。

### 3. 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 主要施策

---

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換
2. 気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し
3. 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進
4. 災害発生時における人流・物流コントロール
5. 交通・物流の機能確保のための事前対策
6. 安全・安心な避難のための事前の備え
7. インフラ老朽化対策や地域防災力の強化
8. 新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化
9. わかりやすい情報発信の推進
10. 行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着

# 1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者\*により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

## 課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

## 対応

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

### ■ 「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進  
【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

#### ① 氾濫をできるだけ防ぐ

#### ② 被害対象を減少させる

#### ③ 被害の軽減・早期復旧・復興

(ためる、しみこませる) [国・市、企業、住民]  
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用  
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

(よりリスクの低いエリアへ誘導)  
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]  
(被害範囲を減らす) 二線堤等の整備 [市]

(土地のリスク情報の充実) [国・県]  
水災害リスク情報の空白地帯解消等  
(避難体制を強化する) [国・県・市]  
河川水位等の長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握  
(経済被害の最小化) [企業、住民]  
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

(ためる) [国・県・市、利水者]  
利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用  
遊水地等の整備・活用 [国・県・市]  
(安全に流す) [国・県・市]  
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備  
(氾濫水を減らす) [国・県]  
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

(住まい方の工夫) [企業、住民]  
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等  
(支援体制を充実する) [国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化  
(氾濫水を早く排除する) [国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

### ■ 流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容\*等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

#### 【イメージ】

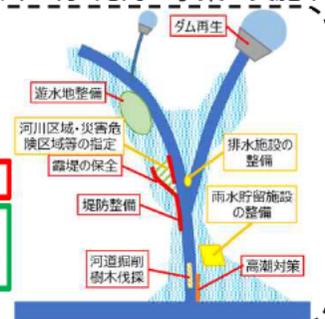
- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- 浸水範囲(昭和XX年洪水)
- ★ 対策費用

#### ■ 河川対策

- 流域対策 (集水域と氾濫域)
- ソフト対策  
・水位計・監視カメラ設置、マイタイムライン作成 等

#### ■ 利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系(ダムがある99水系) 毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開



#### グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進



雨庭の整備 (京都市)

#### (今後の水害対策の進め方)

**1st 近年、各河川で発生した洪水に対応**

- ・緊急治水対策プロジェクト(甚大な被害が発生した2水系)
- ・流域治水プロジェクト(全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化)

速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

**2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進**

- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

※県・都道府県、市・市町村を示す  
[ ]内は想定される対策実施主体を示す

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について  
～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～

答申 概要資料

令和2年7月

社会資本整備審議会

# 「流域治水」の方向性～気候変動を踏まえた総合的かつ多層的な水災害対策～

○ 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

## これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築  
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

## 変化

### 気候変動の影響

今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため、整備の加速と、対策手法の充実が必要。

### 社会の動向

人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全・安心なまちづくりが必要。

### 技術革新

5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

## 対策の重要な観点

### 強靱性

甚大な被害を回避し、早期復旧・復興まで見据えて、事前に備える

### 包摂性

あらゆる主体が協力して対策に取り組む

### 持続可能性

将来にわたり、継続的に対策に取組、社会や経済を発展させる

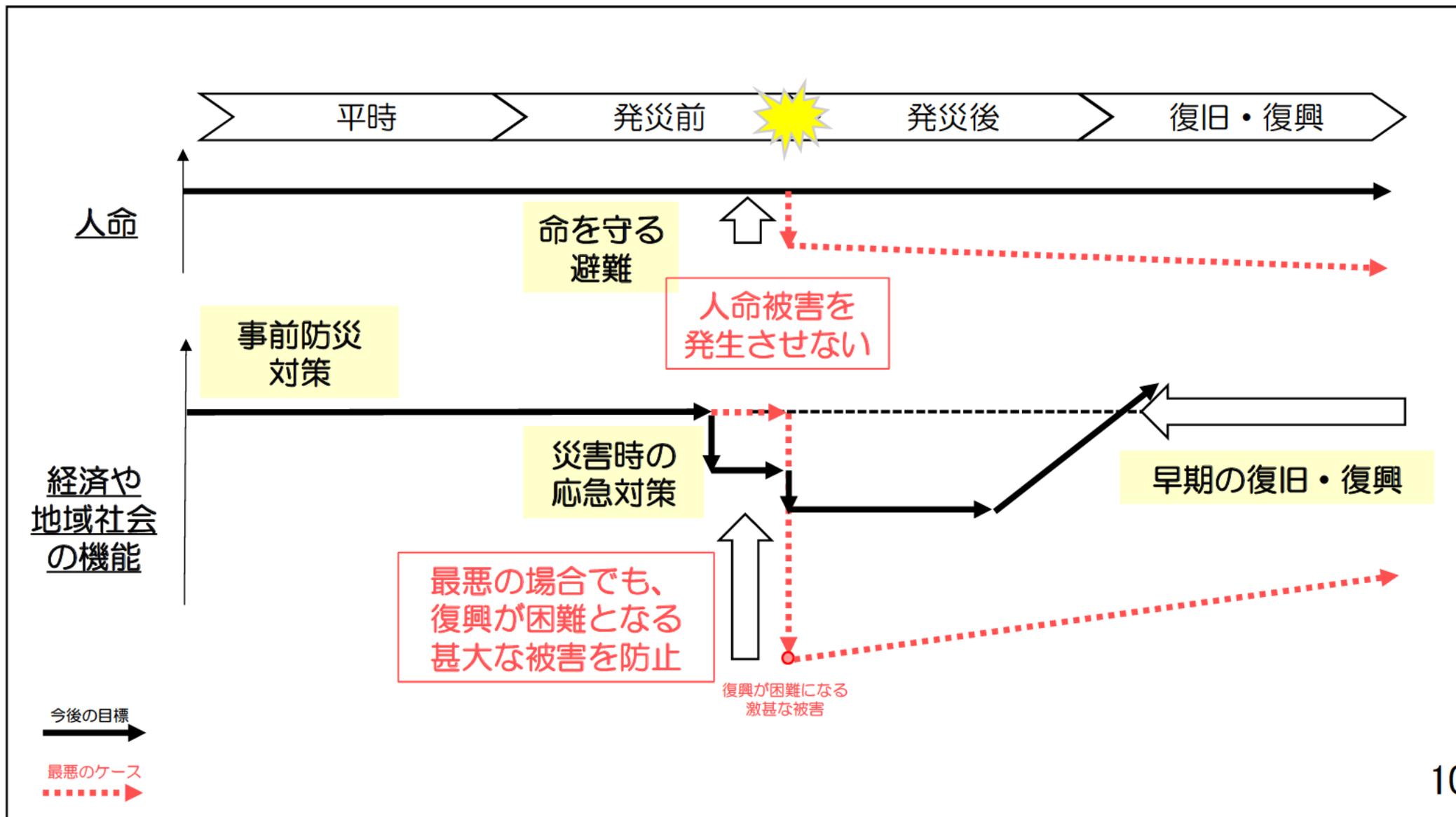
## これからの対策

気候変動を踏まえた、**計画の見直し**

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策  
**「流域治水」への転換**

# 被害軽減のための水災害対策の考え方

○ 施設能力を超過する規模の洪水が発生することを前提に、流域のあらゆる主体の参画により、災害が発生した場合でも、人命が失われたり、経済が回復できないようなダメージを受けることを回避し、速やかに復旧・復興を進め、以前よりも災害にも強い地域づくりを進める。



# 気候変動を踏まえた計画へ見直し

○過去の降雨や高潮の実績に基づいた計画を、将来の気候変動を踏まえた計画に見直し

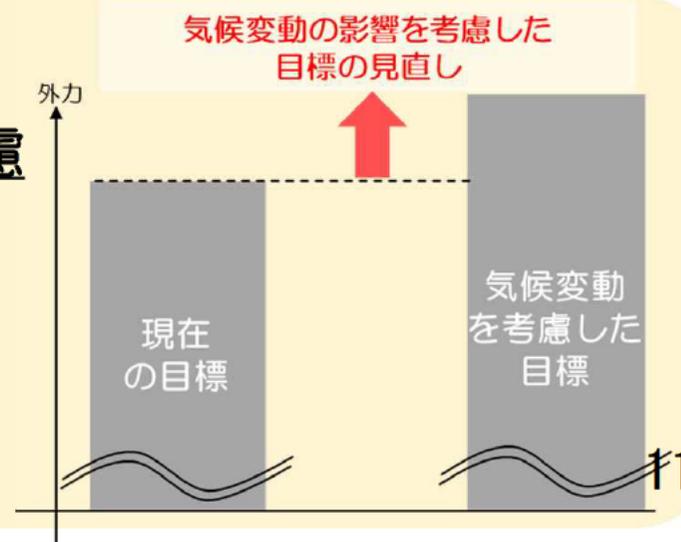
## 計画の見直し

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を  
防御する計画は、  
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、  
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると  
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

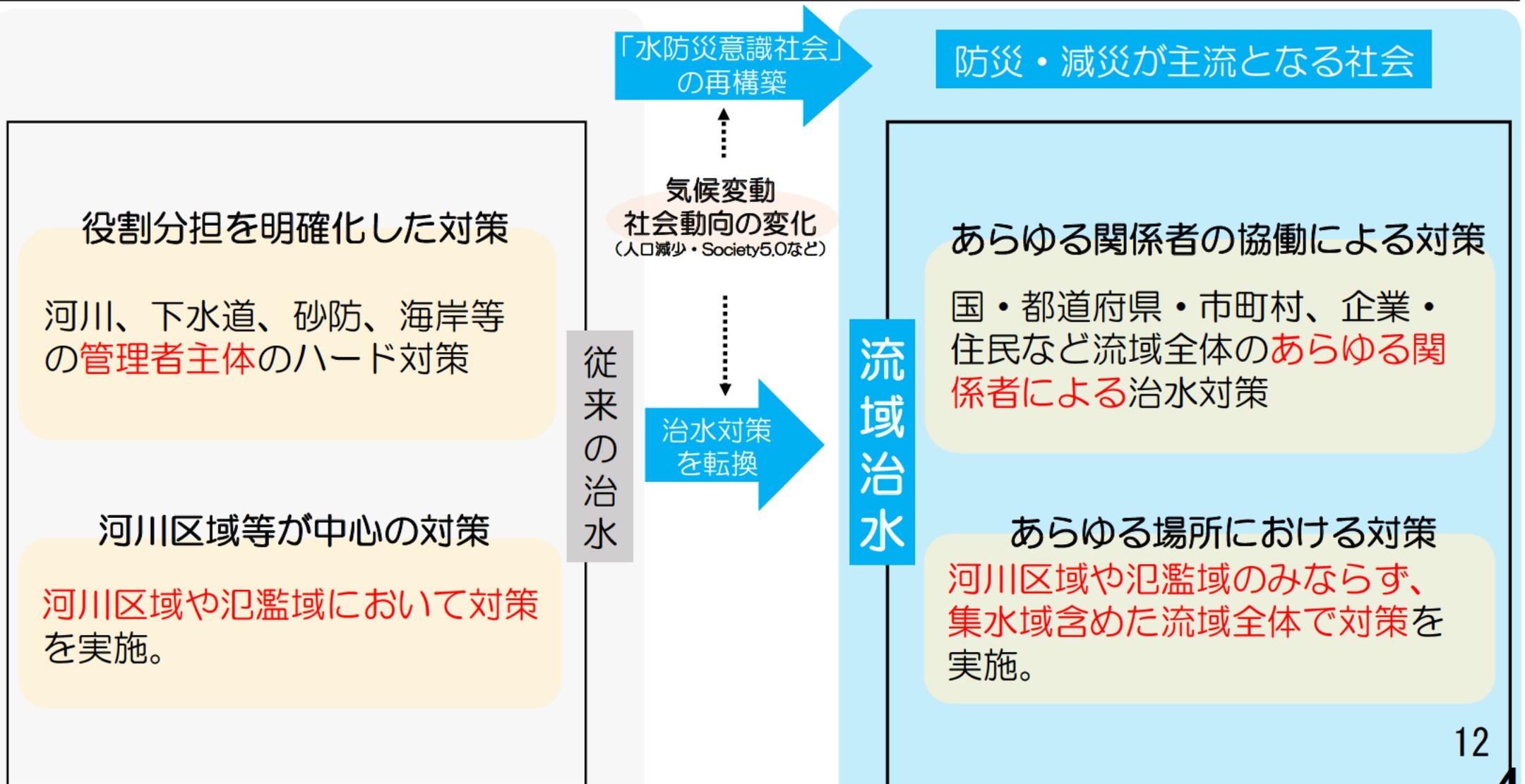
今後は、  
気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ  
(パリ協定が目標としているもの)の場合で  
降雨量変化倍率は約1.1倍と試算



# 「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



# 「流域治水」の考え方

○ 河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、を総合的かつ多層的に取り組む。



## ①【氾濫をできるだけ防ぐための対策】

氾濫を防ぐ堤防等の治水施設や流域の貯留施設等整備

## ②【被害対象を減少させるための対策】

氾濫した場合を想定して、被害を回避するためのまちづくりや住まい方の工夫等

## ③【被害の軽減・早期復旧・復興のための対策】

氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

## 淀川流域治水協議会 設立趣旨

淀川流域においては、近年でも、平成 25 年 9 月台風 18 号と平成 29 年 10 月台風 21 号に瀬田川洗堰の全閉操作を行い、平成 30 年 7 月豪雨では日吉ダム、一庫ダムで異常洪水時防災操作を行うほどの豪雨が相次いで発生しており、毎年のように自然災害が頻発している。

今後も、気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化が予測される中、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について、従来の河川区域や氾濫域における河川、下水道等の管理者主体による対策の枠組みを超えた、早急な対応が望まれている。平成 29 年 10 月に開催した「大塚切れ 100 年シンポジウム」の淀川サミットにおいても、流域自治体により「淀川宣言」が採択されている。

このため、流域に関わるあらゆる関係者（国・府県・市町村・企業・個人等）による取り組みを適切に組合せ、加速化させることで効率的・効果的な治水安全度の向上を実現させるとともに、その考えや施策を、「流域治水プロジェクト」としてその全体像を社会全体にわかりやすく示し、地域が共通の理解を持ち議論を継続することを目的として、本協議会を設置する。

## 淀川流域治水協議会 規約

（設置）

第 1 条 「淀川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、平成 25 年 9 月台風 18 号洪水、平成 29 年 10 月台風 21 号、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとした近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表－1 の職にあるものをもって構成する。

2 協議会には、「琵琶湖（滋賀県域）」「淀川（京都府域）」「木津川上流」「淀川（大阪府域）」「猪名川」の 5 つの分会を置き、別表－2 の職にあるものをもって構成する。

3 協議会に各構成員が出席できない場合には、代理が出席できる。

4 協議会には、必要に応じて構成員を追加することができる。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第 5 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 7 条 本規約は、令和 2 年 9 月 4 日から施行する。

淀川流域治水協議会組織

□協議会 ◎は本会構成員

機関名	構成員	備考	
近畿地方整備局	河川部	河川部長	会長 ◎
		河川調査官	◎
	建政部	都市調整官	◎
	事務所	琵琶湖河川事務所長	◎
		淀川河川事務所長	◎
		木津川上流河川事務所長	◎
		猪名川河川事務所長	◎
		大戸川ダム工事事務所長	◎
淀川ダム統合管理事務所長	◎		
三重県	県土整備部長	◎	
滋賀県	土木交通部長	◎	
	琵琶湖環境部長	◎	
京都府	建設交通部長	◎	
大阪府	都市整備部長	◎	
兵庫県	県土整備部長	◎	
奈良県	県土マネジメント部長	◎	
大阪市	建設局長	◎	
津市	津市長		
名張市	名張市長		
伊賀市	伊賀市長	◎	
大津市	大津市長	◎	
彦根市	彦根市長		
長浜市	長浜市長	◎	
近江八幡市	近江八幡市長		
草津市	草津市長		
守山市	守山市長	◎	
栗東市	栗東市長		
甲賀市	甲賀市長		
野洲市	野洲市長	◎	
湖南市	湖南市長		
高島市	高島市長		
東近江市	東近江市長		
米原市	米原市長		
日野町	日野町長		
竜王町	竜王町長		
愛荘町	愛荘町長		
豊郷町	豊郷町長		

甲良町	甲良町長	
多賀町	多賀町長	
京都市	京都市長	
宇治市	宇治市長	◎
亀岡市	亀岡市長	◎
城陽市	城陽市長	◎
向日市	向日市長	
長岡京市	長岡京市長	
八幡市	八幡市長	
京田辺市	京田辺市長	
南丹市	南丹市長	
木津川市	木津川市長	
大山崎町	大山崎町長	
久御山町	久御山町長	
井手町	井手町長	
宇治田原町	宇治田原町長	
笠置町	笠置町長	
和束町	和束町長	
精華町	精華町長	
南山城村	南山城村長	
豊中市	豊中市長	◎
池田市	池田市長	
吹田市	吹田市長	
高槻市	高槻市長	◎
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
茨木市	茨木市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	◎
松原市	松原市長	
大東市	大東市長	
箕面市	箕面市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
摂津市	摂津市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
島本町	島本町長	
豊能町	豊能町長	
能勢町	能勢町長	
尼崎市	尼崎市長	

伊丹市	伊丹市長	
宝塚市	宝塚市長	
川西市	川西市長	
猪名川町	猪名川町長	
宇陀市	宇陀市長	◎
山添村	山添村長	
曾爾村	曾爾村長	
御杖村	御杖村長	
水資源機構関西・吉野川支社	淀川本部長	◎

別表- 2

□琵琶湖（滋賀県）分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所長	分会長
	大戸川ダム工事事務所長	
滋賀県	土木交通部長	
	琵琶湖環境部長	
大津市	大津市長	
彦根市	彦根市長	
長浜市	長浜市長	
近江八幡市	近江八幡市長	
草津市	草津市長	
守山市	守山市長	
栗東市	栗東市長	
甲賀市	甲賀市長	
野洲市	野洲市長	
湖南市	湖南市長	
高島市	高島市長	
東近江市	東近江市長	
米原市	米原市長	
日野町	日野町長	
竜王町	竜王町長	
愛荘町	愛荘町長	
豊郷町	豊郷町長	
甲良町	甲良町長	
多賀町	多賀町長	
水資源機構関西・吉野川支社	琵琶湖開発総合管理所長	

淀川水系流域治水協議会(仮称)

※代表市長は関係期成同盟会会長(河川・ダム)  
 ※指定区間の構成員については府県と調整

【本会】

近畿地方整備局 河川部長  
 河川調査官、建政部

(事務局)近畿地方整備局  
 河川部河川計画課

水資源機構関 関西・吉野川支社 淀川本部長

琵琶湖河川事務所長  
 大戸川ダム工事事務所長  
 滋賀県土木交通部長  
 琵琶湖環境部長  
 代表市長  
 大津市長 : (河)大津放水路  
 (ダム)大戸川  
 長浜市長 : (ダム)高時川  
 守山市長 : (河)河港協会  
 野洲市長 : (河)野洲川

淀川河川事務所長  
 淀川ダム統合管理事務所長  
 京都府建設交通部長  
 代表市長  
 宇治市長 : (河)宇治川・桂川  
 (ダム)天ヶ瀬ダム  
 城陽市長 : (河)木津川

木津川上流河川事務所長  
 三重県県土整備部長  
 京都府建設交通部長  
 奈良県県土マネジメント部長  
 代表市長  
 伊賀市長 : (河)木津川上流  
 (ダム)川上ダム  
 宇陀市長 : (ダム)室生ダム

淀川河川事務所長  
 淀川ダム統合管理事務所長  
 大阪府都市整備部長  
 大阪市建設局長  
 代表市長  
 高槻市長 : (河)淀川右岸  
 寝屋川市長 : (河)淀川左岸

猪名川河川事務所長  
 大阪府都市整備部長  
 兵庫県県土整備部長  
 代表市長  
 豊中市長 : (河・ダム)  
 近畿猪名川

【分会】

琵琶湖(滋賀  
 県域)分会

淀川(京都府域)  
 分会

木津川上流  
 分会

淀川(大阪府域)  
 分会

猪名川  
 分会

流域内の関係機関

流域内の関係機関

流域内の関係機関

流域の内関係機関

流域の内関係機関

# 淀川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】

～流域人口1,100万人の「淀川市民」の命を守る治水対策の推進～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、淀川水系においても、事前防災対策を進める必要があります。以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、戦後最大規模の洪水と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。



## ■河川における対策

- ・河道掘削、河道拡幅、築堤、高規格堤防、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム(本体工事は実施時期検討)、川上ダム、安威川ダム、上野遊水地、鹿跳改修、橋梁架替、天津放水路延伸(実施時期検討)、河道付替え、地下河川、水路トンネル、バイパス水路、天井川切り下げ、堰・樋門改築、耐震対策、河川防災ステーション(水防拠点)整備、堆積土砂撤去、河川管理施設等の老朽化対策等

## ■流域における対策

- ・下水道等の排水施設、流域下水道(雨水)管渠の整備、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業、下水道吐口の耐震化
  - ・雨水貯留施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、ため池の治水利用
  - ・宅地嵩上げ
  - ・利水ダム等25ダムにおける事前放流等の実施、体制構築  
(関係者:国、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、大阪府、三重県、水資源機構、土地改良区、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、奈良市、天理市、日野川用水施設管理協議会、甲賀市、宇陀市、関西電力(株)、山添村、大阪市、伊賀市、川西市、伊丹市、尼崎市、池田市、枚方市、大阪広域水道企業団、守口市、名張市、中部電力(株)、いぶき水力発電(株)、阪神水道企業団など)
  - ・土地利用規制・誘導(災害危険区域等)、条例等に基づき計画している安全なまちづくり
  - ・森林の整備・保全等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

## ■ソフト対策

- ・避難に資するマップ等の整備・拡充
  - ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備
  - ・広域避難計画等の策定
  - ・要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施
  - ・小学生や教員を対象とした水防災に関する講習会等の実施
  - ・避難行動に資する情報発信等の充実
  - ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
  - ・水位計・監視カメラ・簡易量水標の設置
  - ・自治会等における避難計画の作成支援
  - ・マイ・タイムラインの作成
  - ・水害履歴の情報発信等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討



昭和28(1953)年台風13号による被害  
【死者 約200名、浸水家屋 約213,000戸、浸水面積 約103,000ha】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

## 第2回淀川流域治水協議会

会議方法	書面会議
資料配付	令和2年9月14日
意見集約	令和2年9月17日
参加者	別添の名簿のとおり

### 議事概要

- ① 淀川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】について、会議資料の案を一部修正(別紙)の上、共有した。
- ② 会議資料に対する各構成員からの主な意見とそれに対する回答は以下のとおり。
  - 「あらゆる関係者」による議論を行うため、分会等を会合形式で行うべき。(複数構成員より同旨)  
⇒今回は書面開催としましたが、次回以降はできるだけ会合形式とし、さらなる認識共有に努めてまいります。
  - 水系全体の概要だけでなく、地域ごとの詳細も提示してほしい。(複数構成員より同旨)  
⇒下水道事業など河川における対策以外も含め、地域ごとの詳細は、今後開催する分会にて共有し、協議してまいります。
  - 現在の河川整備計画に位置付けている事業だけでなく、現在調整中の内容等についても記載してほしい。(複数構成員より同旨)  
⇒今回の「流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】」のうち、「河川における対策」については、現在の河川整備計画に沿って記載していますが、年度末までにとりまとめる「流域治水プロジェクト」については、それまでに見直した計画の内容についても反映させていきます。
  - 大戸川ダム、大津放水路延伸についても記載してほしい。(複数構成員より同旨)  
⇒「流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】」においては、現在の河川整備計画に沿って、「大戸川ダム(本体工事は実施時期検討)」、「大津放水路延伸(実施時期検討)」を追記します。

○ 堆積土砂撤去、老朽化対策等も明記してほしい。(複数構成員より同旨)  
⇒箇所を限定できないため図示は困難ですが、「河川における対策」に追記します。

○ 条例等に基づき計画しているまちづくり等についても記載してほしい。(複数構成員より同旨)  
⇒箇所を限定できないため図示は困難ですが、「流域における対策」に追記します。

以上